

「次世代育成支援対策推進法」に基づく富山大学の「一般事業主行動計画」

国立大学法人富山大学次世代育成支援対策行動計画

1. 計画期間 平成20年4月～平成23年3月

2. 内 容

目標1 育児短時間勤務制度を導入する。

対策 第2期行動計画期間内に、小学校就学前の子を養育するための育児短時間勤務制度を導入する。

目標2 職員に対し、育児・介護休業等関係規則の周知徹底を図り、育児休業等を積極的に取得できるような職場環境を目指す。

対策 各種研修会等を通し、育児・介護関係規則等（育児・介護休業、育児部分休業、早出遅出労働及び子の看護休暇等）を説明するなど、職員への周知徹底を図り、育児休業等を取得しやすい職場環境を目指す。

目標3 所定外労働の削減に努める。

対策 業務の効率化、簡素化を図るとともに、所定外労働削減のための意識徹底を図るため、管理職員に対し、研修会を実施する。
また、各部署の実情に併せて、最低週1日（原則として毎週金曜日とする。）以上を、ノー残業デーとし、所定外労働の削減に努める。

目標4 年次有給休暇の取得を促進する。

対策 年次有給休暇の使用について、職員に周知・啓発を促し、計画的に取得するよう努める。

目標5 若年者に対するインターンシップの受入れに関する基礎知識を身に付け、就業体験の充実を図る。

対策 管理職員に対し、インターンシップ受入れに関する研修会を実施し、就業体験の充実を図る。